

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用信息センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用信息報機関に登録され、信用信息報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。

※申告できるのは原則で本人のみです。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったら、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関(お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等)に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは
依存症対策全国センター (NCASA) の
ホームページをご覧ください。



依存症対策全国センター

<https://www.ncasa-japan.jp/>

GA(ギャンブラーズ・アノニマス)【当事者】
046-240-7279

(公社)ギャンブル依存症問題を考える会
03-3555-1725

ギャンノン【家族・友人】
03-6659-4879

(NPO)全国ギャンブル依存症家族の会
090-1404-3327



お問い合わせ先

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル

0570-051-051

日本貸金業協会

<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用信息センター

フリーダイヤル

0120-540-558

TEL (携帯電話から)

03-3214-5020

全国銀行協会

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



肩代わり・借金・ローン
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など

家計のお悩み相談してみませんか？



借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

多重債務問題で困っても、 ヤミ金融には絶対に 手をださないで。



正規の貸金業者とは、
国（財務局）・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、
給与クレジットカード、後払い（ツケ払い）現金化にお
いては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人
情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込ま
れる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



[https://www.j-fsa.or.jp/topics/
association/dark_finance.php](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php)



ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
無視しましょう。

※連絡を取ることが
あなたの情報を
与えることになりませ



もし被害にあってしまったら
一人で悩まず、まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、
「日本貸金業協会」、
「都道府県庁の相談窓口」、
「消費生活センター」、
「警察」などに
すぐに連絡してください。



金融庁のホームページでも

多重債務問題について掲載しています。

[https://www.fsa.go.jp/
policy/kashikin/](https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/)

金融庁 多重債務



多重債務に関するお問い合わせ先

一般消費者向け相談窓口

福岡財務支局	092-411-7291
長崎県消費生活センター	095-824-0999
消費者ホットライン	188
※お近くの市町村、関係機関等の相談窓口の連絡先を案内します。	
(公財)日本クレジットカウンタ協会	0570-031640
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
法テラス長崎	0570-078362
長崎県弁護士会	095-824-3903
長崎県司法書士会	095-823-4777

事業者向け相談窓口

長崎県商工会議所連合会	095-822-0111
長崎県商工会連合会	095-824-5413
長崎県中小企業団体中央会	095-826-3201
長崎県中小企業活性化協議会	095-811-5129
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター	
ひまわりほっとダイヤル	0570-001-240
※電話で受付、面談による相談	
※地域により無料相談実施状況が異なりますので、 お電話の際にご確認ください。	
長崎県司法書士会	095-823-4777

市区町村の相談窓口

長崎市	消費者センター	095-829-1234
佐世保市	消費生活センター	0956-22-2591
島原市	消費生活センター	0957-62-9100
諫早市	消費生活センター	0957-22-3113
大村市	消費生活センター	0957-52-9999
平戸市	消費生活センター	0950-22-9122
松浦市	消費生活センター	0956-72-1861
対馬市	消費生活相談所	0920-52-8322
志岐市	消費生活センター	0920-48-1135
五島市	消費生活センター	0959-72-6144
西海市	消費生活センター	0959-37-0145
雲仙市	消費生活センター	0957-38-7830
南島原市	消費生活センター	0957-82-3010
長与町	地域安全課	095-801-5662
時津町	産業振興課	095-882-3801
東彼杵町	総務課	0957-46-0099
川棚町	総務課	0956-82-3131
波佐見町	商工観光課	0956-85-2162
小値賀町	産業振興課	0959-56-3111
佐々町	企画商工課	0956-62-2101
新上五島町	住民生活課	0959-53-1124

■ 法テラスについて

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法
テラス事務所では、収入や資産が一定基準以下である
などの条件を満たした個人の方を対象に無料法律相
談を実施しています。

■ 司法書士について

司法書士は、破産申立書等の書類を作成し、この事務
について相談に応じることができます。
認定司法書士は、個別の債権ごとの価額が140万円以
下であれば、代理人として任意整理等の交渉をするこ
とができます。

